

## 第3回 須坂市伝統的建造物群保存地区保存審議会 議事録（要旨）

【日時】 2022年3月17日（木）13時30分から15時30分

【場所】 須坂市役所本庁舎3階 305会議室

【参加者】

〔出席委員〕： 土本俊和委員、小林裕委員、吉澤まゆみ委員、小林義則委員、田子修一委員、小林文夫委員、飯塚芳土委員

【web参加】後藤治委員、梅干野成央委員、松田昌洋委員、佐倉弘祐委員、吉澤政己委員

〔欠席委員〕： 和田勝委員、中野博勝委員

〔事務局〕： 小林教育長、滝沢まちづくり推進部長、勝山まちづくり課長、村石まち整備係長、小西主任主事、丸山主任主事、小林社会共創部長、田中文化スポーツ課長、中村文化財係長、三ツ井主査

〔オブザーバー〕： 長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課 市川厚指導主事

【配布資料】

・次第

・（資料1）第2回保存審議会後に提出されたご質問・ご意見と事務局回答

・（資料2）須坂市須坂伝統的建造物群保存地区保存活用計画（素案）

・（資料3）修理・修景・許可基準（素案）

・会議内容に対する意見記入用紙

（当日配布資料）

・伝建想定範囲と特定物件候補（第2回審議会 資料2）

・須坂の町並みだより N0.13

【会議の状況】

1 開 会（小林部長）

2 会長あいさつ（土本会長）

（後藤委員の時間に限りがあるため先にコメント）

後藤委員：須坂の伝統的な建造物は土蔵造りなどが多いので、耐震補強が必要。建築基準法の適用除外の対象にするなども必要であり、その旨を保存活用計画にも記載してほしい。

3 議事

（1）第1回会議後に提出いただいた質問・意見について（田中課長）

資料1に基づき、事務局より説明。また、12月に住民説明会を行ったことと、そこでいただいたご意見・ご質問を「須坂の町並みだより N0.13」にて説明。

これに対し、委員より次のような意見があった。

委員：実際に制度が始まると持続性が求められるので、継続してやっていける、マンネリにならないように、記載内容を工夫して進めていただきたい。

(2) 保存活用計画（素案）について（田中課長）

資料2および「伝建想定範囲と特定物件候補（第2回審議会 資料2）」に基づき、事務局より説明。基準となる時代設定は、「江戸期由来の地割を継承する明治～大正期の町並み」とし、前回会議でいただいた意見「奥田神社を範囲に入れないのか」については、含めないという考えのままとする。そのほかは、前回まで箇条書きであった箇所を詳述した。

これに対し、委員より次のような意見があった。

委員：水路について記載があるが、昔はきれいな水が満々と流れており水草が揺れている、その様子が心に焼き付いている。川には水の神様が住んでいると多くの人が信じていた。終戦頃の話なので製糸業に関係なく人々の心にそのような考えがあったと思われるので、内容に加えていただきたい。

委員：子供を対象とした普及啓発活動でこの内容について考えてみたり、高校生などに調べていただくことも水の歴史と信仰について研究していくことも良いと思う。ヒアリングのように言葉で受け継ぐだけでは消えやすい。

事務局：民間の伝承の部分や水路、神様との関係など、ボリュームの部分もあるが内容について研究させていただきたい。

委員：水の中を流れる水は河川からの取水と湧水とがある。水の温度や水質、酸素量などが違うので、水が澄んでいることや水草が多いことなど関係するので、可能な範囲で研究いただきたい。

委員：屋根の特徴について、数は限られるが茅葺きの民家もあり、アートパークに移築されている牧家なども伝建地区と関連して語られていくかと思うし、外縁部の農村風景とも連続して将来的な対策を考えていけるかと思うので、ぜひ茅葺きのものも位置付けていただきたい。

委員：範囲外になるが、普願寺がもともと茅葺きであった。古い時代にかなり茅があったということは、周辺のススキやカリヤスとかを切っていた可能性もあるが、大きな茅場があったことが想定できる。屋根材をどうやって供給していたのか、労働力がどうなっていたのかは水の問題同様に興味深い。保存活用計画には茅葺きの内容も盛り込む方向でよいか。

事務局：そのようにしていきたい。

委員：屋根の話に関連して、土蔵造りなどでは置き屋根もあるのでこの地域の特徴として押さえておくべきかと思うので記載していただきたい。

委員：土蔵が耐火・防火建築として普及し、瓦葺きになるだけでなく、置くようにして瓦を葺いて、瓦の下地は木材だが、その下に土があり、屋根が落ちても土蔵がのこるような構造。しっかり記述すべきとのご意見だがいかがか。

事務局：そのようにしていきたい。

- 委員：臥竜山の北側斜面を登る稲妻口に大きな碑が立っており、関野彦三郎という名が彫ってある。須坂人物誌で調べると、寿泉院の入口にある大きな碑（北向観音の説明）があり、それを持ってくるのに活躍した人物らしく、町おこしに非常に貢献した人物である。須坂繁栄画報という史料にはその経過について記載があるが、須坂市中だけでなく周りの人も協力しながら当時とすると日本一大きな石を持ってきたと記載があり、その際にそのような人物がいたと商会されている。この活動を通してこのようなことも掘り起こしていくことが大事ではないかと思う。
- 委員：関野彦三郎、須坂人物誌、須坂繁栄画報、臥竜山の稲妻口の碑、など、固有名詞についても今回の町並み保存を進めていく中で考えていくということによいか。
- 委員：まちづくりの一環として、建造物だけでなく、石で造られた石造物も須坂の特色みたいなものであると思う。例えば、芝宮の石橋、寿泉院入口の碑、小田切家の石の橋は今もそのまま残されている。それらも建造物として美しい。ほかにもたくさん残されていると思う。そういったものも掘り起こしていく機会になればよいと思う。
- 事務局：関野彦三郎については大変有名な左官職人である。（壁）の部分に鏝絵等の記載も必要かと思う。小田切家の壁には鏝絵もあるので、そのような内容も書いていくべきかと思う。また、ご指摘の石碑については、土台がぼたもち石積みなので、その部分については、（工作物）に石積みの項目に記載していくが、その他に（石造物）のように項目を設けて石橋などについての記載ができるよう検討していく。
- 委員：昔はぼたもち石積みの水路があり、今は暗渠になっていても見えないところに水路として生きているぼたもち石積みもあり、表に出てくる可能性もあるからむやみに壊さないほうがよいところもある。暗渠になっている部分まで調べているか。
- 委員：開渠部分から覗いて見える範囲で続いている箇所はいくつかあり、記録に残している。
- 委員：説明の中で十字路という言葉があるが、十字型交差路や中町の辻、十字の街道、など、言葉として繋がらない。概念が姿を変えて繰り返されているので検討いただきたい。
- 委員：整備計画などの記載があるが、保存の内容が多く、活用の部分が薄いように感じる。空き家も多くなってきているので、それを防ぐ対策など、活用のほうにも重きを置いた内容があると嬉しく思う。
- 事務局：ご指摘の通り、活用についてなどはまだ具体的に書けていない。管理施設や環境整備、公開活用施設、情報発信や人材育成など、まだ箇条書きの段階である。重要な建物が空き家になってしまっているなどもあるので、住民活動や市としての空き家空き店舗対策等もあるので、今後ご意見をいただきながら詰めていきたい。
- 委員：保存、活用を進めていく内容を書いていただきたい。世界文化遺産等で、観光で急に人気が出て人が押し寄せてしまっという、overuseということもある。中国の木造では人を入れなくしたこともある。overuseにならないようにあらかじめ配慮していくような内容も心配事として書いても良いと思う。

保存活用計画（素案）については未了のため、その他のご意見については別紙にご記入いただき後日郵送とする。

（3）修理・修景・許可基準（素案）について（勝山課長）

資料3に基づき、事務局より説明。

これに対し、委員より次のような意見があった。

委員：敷地の関係の中で、「街道に面して建て、道路から後退しない」となっているが、これはどういう基準ということなのか。

事務局：駐車場について建造物の前面に設けないという説明をしたが、そこと連動しており、昔の建物は基本的に建物の前面に駐車場はなく、須坂の特徴として街道に面して建物が連続しているため、そういった点から後退させないという基準としている。

委員：地域の連続性を保つために現在ある建物と道路からの間隔をあけて建てるといふことか。そのあたりは数値的に設定できるのか。例えばぎりぎり前に出すのか、少し後ろに建てるとか、というようになると違和感がでてくるので、今ある町並みにそろえるということであればそのような表現がないといけないのではと思うがいかがか。

事務局：表現について検討を進めるとともに、保存活用計画とは別に、詳細を定めるガイドラインのようなものの作成も検討しているため、そちらへの記載も検討していきたい。

委員：間口いっぱい建てない、視線が奥に抜けるようにという説明があったが、感覚として須坂の町歩いていて視線が抜ける面白さは額縁効果であると思う。脇門があってその先に庭や奥の建物が見える。脇門で一つくくっている、額縁をつくっていることが奥行きを感じさせる魅力だと思うので、ただ間口いっぱい建てず隙間をつくる、と理解されると少し感覚が変わってくるのかなと少し危惧する。書き方の問題かと思う。

事務局：壁面を連続するという表現だけにしてしまうと須坂の特徴と異なってしまうので表現は悩みながらこのようになってしまっている。この点については基準の中での書き方とガイドラインの中での詳細の書き方を合わせて検討していきたい。

委員：修景基準の建造物の外部意匠、外壁の色彩について、中塗り仕上げでも良いということか、白漆喰塗りにしなければいけないというわけではないという理解か。

事務局：そのとおりである。

委員：中塗り仕上げはどのくらいありそうか。

委員：どの段階で漆喰を塗っているのか、おそらく街なみ環境整備事業との関係もあるかと思うが、厳密に理解できていない部分もある。ただ、土蔵などでは完全に漆喰仕上げにしていないものも多くあるので、町並みとしては多分に中塗り仕上げのものはあったと理解している。

委員：※の保存審議会に諮って決定するとあるが、その審議会がこの会になるので、選定されたらまたスタートではなく、この審議会を持続していくということでしょうか。

事務局：この審議会が持続していくということである。ただ、任期は2年なので2年ごとにまた委嘱させていただき、重伝建になっても何回も回を重ねていくことになる。

委員：屋根について、屋根は瓦または金属製ということですが、金属でも良いということか。瓦に統一するという事はないのか。

事務局：修景基準については土蔵造りの建物に近づけるということで街道沿いは瓦葺きとしている。許可基準については瓦葺きに指定することは難しいかなというところで金属板葺きも可としており、時代性等も考えこのような表記となっている。

委員：地域的にやはり伝建地区にするということであれば、屋根もある程度統一すべきではないか。金属板葺きということになれば、黒色か灰色でやるにしても多少違和感が感じられるかなという風に感じる。

事務局：また実際に設計が始まれば、修景基準でやれば補助が出ますというような説明をさせていただく。ただ、どうしてもお施主さんが許可基準だけでやりたいという方がいれば補助が出ませんので、そのあたりも含めて説明をさせていただき、ご理解いただけるようにしたい。

委員：茅葺きにトタンを被せた遺構はあるのか。

委員：町中の茅葺き事例はトタン被覆というか、中に茅葺きが残っており、外側に鉄板、トタンを葺いている状態である。

委員：金属葺きというと、もともと茅葺きで高度経済成長期あたりから燃えにくいように上にトタンを被せたり、耐久性を増したりしているということもある。稲荷山や戸隠にもあるが、それも金属葺きに含まれると思う。それほかではガルバリウムやチタンで葺くということになるが、外観で重要なのは勾配。勾配が緩くなりやすいが、勾配は周囲の伝統的建造物に準ずるとなっているため、瓦葺きと近い勾配になってくると線がそろってくると思う。おって進めていく中で微調整していただき、屋根の勾配や色、金属について検討していただくことになると思う。細かい微調整で労力もかかると思うが、相談しながら進めていかなければいけない。そうすると調和が徐々に出てくるかと思う。

委員：瓦と言っても耐震補強等で使われているチタン瓦などもあるが、戸隠などではいくつかチタン瓦が使われている屋根が見受けられる。それは瓦葺きというより金属板葺きになるが、屋根を軽量化することは耐震性能を確保するうえで一つの手段としてある。そういったものに対してどのようにしてケアをしていくか、現段階で詳しい話を書かなくても良いかもしれないが、将来的には考えていく必要があるかと思う。そのようなものが出てきたとき、はじめは審議会に諮っていくということよろしいか。

事務局：そのとおりである。審議会にお諮りさせていただき、相談に乗っていただきたい。

委員：チタンは比較的新しい素材であるが、非常に耐久性がありやりたがる人は多いが、加工しづらい。硬いので実際硬い形というか、伝統的建造物のような形にならず

にカチコチな形にぎこちないものになりかねない。戸隠にもそのようなものがあり、上越高田の駅前が屋根をチタンのようにして少し変な感じもある。チタンをどうするかは議論が長引き、耐久性はあるのでやりたいという人は出てくると思うので今のうちから整理して傾向と対策を練っていただきたいと思う。

修理・修景・許可基準（素案）についても、その他のご意見については別紙にご記入いただき後日郵送とする。

（４）次回委員会の開催について（田中課長）

次回審議会は2022年度に入り、6月市議会終了後、7月頃を予定。住民説明等も進めていくが、優遇措置等についてもお諮りさせていただきたい旨を説明。質疑等なし。

（５）全体を通しての助言等

長野県教育委員会文化財・生涯学習課指導主事より以下の次のような助言があった。

長野県：保存活用計画（素案）については前回のから具体的な内容への修正が進んでいるので、本日のご意見等を踏まえてさらなる市による検討を進めていただくことになると思う。また、修理・修景・許可基準（素案）については、修理・修景基準は補助につながるものであるとともに、現在の状況や須坂市の特性を踏まえてどのような姿を目指していくのかということに繋がると思うので、それぞれの立場で方針・考え方をお出しいただき、揉んでいただければと思う。冒頭の会長のご挨拶にあった通り、必要なことが確実に進められればと思う。町並みだよりの説明もあったが、地域住民の方との調整と丁寧なご検討が進むようにと考えています。

４ その他

事務局から、両部長退職にあたっての挨拶。委員よりの質疑・発言等なし。

５ 閉 会